

令和2年度「楽楽心」(小規模多機能型居宅介護施設)事業計画

1 入所定員 29名(通い18名、泊り9名)

2 職員定数 24名(常勤17名・非常勤7名)

3 事業運営基本計画

楽楽心、要介護者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じてその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにする。

4 サービス提供の取扱方針

(1) サービス提供の取扱方針

事業所の職員は、通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供することにより、利用者居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。

事業の実施に当たっては、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(2) 小規模多機能型居宅介護計画の作成

1 事業所の介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護の提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の職員と協議の上、援助の目標、当額目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

2 小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、以下の点に留意して行う。

イ 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスを柔軟に組み合わせることとする。

ロ 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。

ハ 小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う事とする。

ニ 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

(3) 小規模多機能型居宅介護の内容

- 1 通いサービス 事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
- 2 宿泊サービス 事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
- 3 訪問サービス 利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
- 4 サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画を基に、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

(4) サービス利用に当たっての留意事項

サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

- 1 サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する可能性があること。
- 2 利用当日に欠席をする場合には前日もしくは当日8時00分までに事業所に連絡をしていただくこと。
- 3 サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

(5) 緊急時等における対応方法

- 1 事業所の職員は、指定小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

(6) 事故発生時の対応

- 1 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに、保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(7) 苦情処理

当事業所は、自ら提供した指定小規模多機能型居宅介護に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(8) 非常災害対策

指定小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。

非常災害に備え、年2回防火、年1回防災の避難訓練を行う。

(9) 運営推進協議会

- 1 当事業所の行う指定小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進協議会を設置する。
- 2 運営推進協議会は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者とする。
- 3 運営推進協議会の開催はおおむね2月に1回とする。
- 4 運営推進協議会は通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(10) その他運営に関する留意事項

当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後1年以内
- 2 施設内研修・介護員会議 毎月1回以上
- 3 ケアカンファレンス 必要時

5 日課

24時間体制で、食事、排泄、入浴、レクリエーション及び機能訓練の提供を行う。利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の状況に合わせた日課を行うこととし、「生活の場」を意識した家庭で生活されていた環境に近い生活を送ることができるようにする。(利用者個々に合わせて職員がサービス提供を行う。)

6 サービス評価

指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準第72条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第65条の規定に基づき、サービスの質の評価を行った結果に伴う改善を行います。

7 月間行事

利用者に季節感を味わっていただくため、毎月季節の行事を実施するとともに、趣味などの

活動を実施し内容の充実を図り、利用者が自ら選んで楽しく参加いただけるようにする。地域との交流に力を注ぐとともに、地域の団体・個人によるボランティアを積極的に受け入れ、ご利用者の日々の生活をよりバラエティーに富んだものにする。また、施設設置地域である鬼志別南町内会との交流を役員と協議し企画する。

8 施設内・外研修計画

研修題目	内 容	開催日
グループ研修	3つのグループに分けそれぞれ課題を出し合い解決策を全体で発表	1回／年
外部評価研修	外部評価についての研修	1回／年
地域ケア会議への出席	地域ケア会議に小多機スタッフとしての参加	12回／年
避難訓練（火災・防災）	楽楽心利用者も含めて防災訓練・防火避難訓練を行う	火災2回／年 防災1回／年
運営推進協議会への参加	運協への小多機スタッフの参加	6回／年
認知症介護実践研修（外部）	認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る	1回／年
介護職員専門研修Ⅰ（外部）	サービスの質の向上のために必要な知識・技術の習得（2名）	1回／年
アンガーマネジメント研修（外部）	より良い職場環境の整備で質の高いケアに繋げる	1回／年
北海道高齢者虐待防止推進研修（外部）	高齢者虐待防止に関する理解と認識を深め高齢者虐待への対応について学ぶ	1回／年
外部研修報告会	外部研修参加者報告	数回／年
医療知識勉強会	介護福祉士の医療知識向上	数回／年
感染予防研修会	感染予防に関する研修	1回／年
地域資源	地域資源についての勉強・研修	1回／年

9 職員配置

管理者	1名（兼務）
計画作成者（介護支援専門員）	1名（兼務）
介護職員	10名（兼務1・産休1）
介護職員（非常勤）	0名
看護職員	2名
介護職員助手（非常勤）	2名
管理栄養士	1名
調理師	2名
調理員（非常勤）	4名
調理師助手（非常勤）	1名
事務員	1名（臨時1）
管理職	1名（兼務）

10 資金計画

別紙 令和2年度介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）のとおり

※令和2年第1回定例村議会に提出後別途添付。